

本章で取り扱うテーマは、「戦後の『無らい県運動』について」、「『優生保護法』の制定」、「菊池事件」、「『無らい県運動』と菊池事件—報道と被告人をめぐる周囲の人々への影響を中心に」、「菊池医療刑務支所の開設」、「黒髪校事件と教育問題」、「『らい予防法』の成立と抵抗」などである。

最初の「戦後の『無らい県運動』について」では、文字通り、「戦後の無らい県運動」が取り上げられ、戦前の運動との異同が考察される。戦後においては運動に占める住民の役割が飛躍的に高まった。その「民」の動きが、社会での「居場所」の剥奪を含めて、患者・家族の社会生活などに対してどのような結果を引き起こしたか、などが詳述される。

次の「『優生保護法』の制定」では、患者とその配偶者に対する優生手術を合法化した「優生保護法」（昭和23年7月13日法律156号）が取り上げられ、合法化の論理が俎上に挙げられる。戦前、療養所長らは入所者が園内結婚をするに際して許可条件として患者とその配偶者に対して断種・堕胎を事実上強要したが、これは明らかに犯罪（堕胎罪ないし傷害罪）に該当した。そこで、所長らは免責のための合法化を図ろうとしたが、感染症患者である入所者らに優生手術を認めることは帝国議会でさえも容認しないところであった。しかし、所長らは合法化の試みを諦めることはなかった。敗戦後の混乱期に乗じて、再度、合法化を試みた。そして、それがついに実現した。「優生保護法」第3条は、「医師は、左の各号の一に該当する者に対して、本人の同意並びに配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。）があるときはその同意を得て、任意に、優生手術を行うことができる。但し、未成年者、精神病患者又は精神薄弱者については、この限りでない。」「三 本人又は配偶者が、癩疾患に罹り、且つ子孫にこれが伝染する虞れのあるもの」と規定したからである。これを受けて、厚生省は療養所長らに対し、優生手術を行うに当たっては当該患者・配偶者の同意を得ることを厳守せよと通達した。これは従来、行ってきた入所者らに対する優生手術が不同意（非合法）であったことをいみじくも示すものであった。

次の「『無らい県運動』と菊池事件—報道と被告人をめぐる周囲の人々への影響を中心に」および「菊池事件」では、戦後の「無らい県運動」を背景として発生した未曾有の人権侵害事件の一つである「菊池事件」が共に取り上げられる。熊本県における戦後の「無らい県運動」がピークを迎える1951（昭和26）年、菊池恵楓園の近くの村で、村役場に勤めるHさん宅にダイナマイトが投げ込まれ、Hさん親子が軽傷を負う事件（第1次事件）が発生した。Hさんが村でハンセン病患者の入所勧奨の仕事に携わっていたことから、ハンセン病患者が起こした怨恨による犯行とのハンセン病差別・偏見に基づく根拠のない噂が村中に広がった。警察もこれを信じて、入所勧奨を受けていた村在住のFさんを殺人未遂容疑で逮捕した。FさんはHさんの曖昧な証言だけで、療養所内に開設された特別法廷で懲役10年の判決を言い渡された。Fさんは菊池恵楓園内にあった代用拘置所に収容されていたが、前途をはかなんで一目家族に会ってから自殺しようと考え、同施設から脱走した。脱走後、Hさんが村の路上で刺殺体で発見される事件（第2次事件）が偶々、発生し

た。しかし、警察は F さんの犯行と頭から決めつけ、山狩りをし、再び F さんを逮捕した。F さんは全面否定したが、はじめは療養所内に、その後はハンセン病患者専用の菊池医療刑務支所が新設されたことから、同支所内に開設された特別法廷は 1953（昭和 28）年 8 月に F さんに死刑を言い渡した。最高裁で上告が棄却され、1957（昭和 32）年 9 月、死刑が確定した。そして、第 3 次再審請求が棄却された翌日の 1962（昭和 37）年 9 月 14 日、F さんの死刑が福岡拘置場で執行された。この菊池事件の刑事手続が有する数々の違憲性、違法性を明らかにし、ハンセン病差別・偏見に基づく有罪（死刑）判決であったことを詳しく検証するのが前者の「菊池事件」である。他方、後者では、「菊池事件に関する当時の報道を通じた影響」、「当時の状況に関するインタビューからうかがえる影響」、「周囲の人々の事件に関する供述への影響」の各検討を通じて、戦後の「無らい県運動」が与えた菊池事件への影響が整理される。

次の「菊池医療刑務支所の開設」では、菊池事件の特別法廷が置かれた菊池医療刑務支所が取り上げられる。1938（昭和 13）年、群馬県の栗生楽生園内に旧「癩予防法」の懲戒検束規定に基づいて「特別病室（実は重監房）」が設置された。全国の療養所から療養所所長らの指示に従わない「不良患者」が集められ、同「病室」に強制収容された。在監者等に寒さや栄養失調等のために死亡者が多く出たことから、重大な人権侵害問題だとして国会で取り上げられた。国は責任問題を回避するために先手を打って、1947（昭和 22）年に同「病室」を廃止したが、同「病室」を設置すること自体は憲法違反ではないというのが国の統一見解であった。国は同「病室」に代わる代替施設の設置に向けて協議を重ねた。1951（昭和 26）年 1 月、法務省（当時法務府）と厚生省の間で代替施設の設置について協定が結ばれた。代替施設は菊池医療刑務支所として 1953（昭和 28）年 3 月に菊池恵楓園隣接地に開設された。このハンセン病患者専用の留置場兼拘置所兼刑務所として開設された同支所の開設の経緯とその後の運用の状況等を詳しく検証するのが、本「菊池医療刑務支所の開設」である。ちなみに、同支所が廃止されたのは「らい予防法」が廃止された 1996（平成 8）年のことであった。

「黒髪校事件と教育問題」では、菊池恵楓園入所者の「未感染児童」として、1942（昭和 17）年に開設された竜田寮で寮生活を送っていた児童らの教育問題が取り上げられる。竜田寮には学童も含まれていたために、黒髪小学校竜田寮分校が開設されていたが、分校の教師は助教諭 1 人で、十分な教育を受けることができなかった。これに対し、寮の中学生、高校生は地元の中学、高校に通学していたので、菊池恵楓園は、熊本市に対し、竜田寮の小学生を黒髪小学校本校に通学させたい旨を要望した。熊本市はこの要望を了解したが、黒髪校の保護者は強い反対を示し、激しい実力行動に出た。この通学拒否事件を取り上げ、事件をめぐる関係者の構図等を、戦後の「無らい県運動」で作出されたハンセン病差別・偏見との関係において詳しく検証するのが、最後の「『らい予防法』の成立と抵抗」である。

各テーマを通底するキーワードは、いうまでもなく、戦後の「無らい県運動」とそれによ

って作出されたハンセン病差別偏見である。